

令和2年2月28日

各居宅介護支援事業所 管理者様
各地域密着型サービス事業所 管理者様

三股町 高齢者支援課長

新型コロナウイルス感染症に係る介護保険サービス事業所の対応方針について
(通知)

日ごろから、本町の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

早速ですが、先日九州内においても新型コロナウイルス感染症の感染者が確認され、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、今後も感染のまん延が懸念されているところです。

そこで、各サービス事業所において想定される、新型コロナウイルス感染症への対応による運営上の留意点について下記のとおり整理いたしました。

つきましては、内容をご確認の上、対応いただくようお願いいたします。なお、本取扱いの期間は、本日から当面の間とします。本取扱いを終了する際は、あらためてお知らせいたします。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、最新の情報等については随時ご確認いただき、対応いただくよう併せてお願いいたします。

記

【居宅介護支援事業所等計画作成業務を行う事業所】

○サービス担当者会議

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、電話やFAXでの照会等により意見を求めることができるものとして、この場合にも緊密に相互の情報交換を行い、担当者等と連携した内容については支援経過等に確実に記録してください。なお、担当者等を召集して会議を開催する必要がある場合には、参加者には手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

○モニタリング

利用者や利用者家族等が新型コロナウイルスに対して慎重な考えで、訪問することを拒まれる場合等については、「特段の事情」に該当するものとして、電話等による状況確認等で対応することも良いものとして、なお、この場合にも他のサービス事業所と

の連携によるサービス実施状況の把握や本人や家族から聞き取った内容については支援経過等に確実に記録してください。

○サービスの内容を変更する場合の一連のケアマネジメント

サービス内容を急遽変更する必要が生じた場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等をサービスの利用開始前に必ずしも行わなくても良いものとします。ただし、その場合であっても、事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応してください。なお、緊急的なサービスの利用のため、一連のケアマネジメント業務が適切に行えなかった経緯等については支援経過等に確実に記載してください。

新型コロナウイルスに対応する期間のみ居宅サービス計画を変更する場合の長期目標及び短期目標の期間の終了時期については、「終了時期が特定できない場合」に該当し開始時期のみ記載する取扱いで差し支えありません。

【地域密着型サービス事業所】

○運営推進会議について

感染予防の観点から、会議を開催できない場合は、出席予定者にその旨連絡し、議事を各委員に送付し意見を求め集約し、経過を記録するとともに本町及び地域包括支援センター宛て議事録を提出下さい。この代替措置により基準違反とならない取扱いとします。

なお、事業所の判断で開催することを妨げるものではありません。その際は参加者に手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

【認知症対応型共同生活介護】

○外部評価について

外部評価の緩和の適用を受ける事業所について、緩和の要件となっている年6回の運営推進会議について、本通知に基づき、やむを得ず開催を中止する場合に、代替手段を講じた場合には、年6回のカウントに含めることを認めるものとします。ただし、外部評価について、遅延は認められても、実施しないことは認められませんのでやむを得ない事情の解消後に必ず実施されますようお願いいたします。

※最新の厚労省からの情報は、町のホームページにて随時更新して掲載しておりますので必ずご確認下さい。

【文書取扱】

三股町役場 高齢者支援課 介護高齢者係
電話 52-9062